

重 要 事 項 説 明 書

(指定短期入所生活介護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護事業所について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する規程を定める条例」（平成 30 年 12 月 26 日条例第 55 号）の規定に基づき、指定短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	社会福祉法人 星光会
代 表 者 氏 名	理事長 西島 万博
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	寝屋川市寝屋南二丁目 14 番 5 号 電話番号 072-813-0300 FAX 072-813-0301
法人設立年月日	平成 25 年 2 月 21 日

2 入所者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	ショートステイ ペガサス
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	第 2770304885 号
事 業 所 所 在 地	寝屋川市寝屋南二丁目 14 番 5 号
連 絡 先	電話番号 072-813-0300 FAX 072-813-0301

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	社会福祉法人星光会が設置する短期入所生活介護ショートステイペガサスにおいて実施する指定短期入所生活介護施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
-----------	--

運 営 の 方 針	1 施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 4 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 5 事業所は、指定短期入所生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 6 前5項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成30年12月26日第55号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
-----------	---

(3) 事業所の施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
敷地面積 (延べ床面積)	896.66㎡ (1,843.46㎡)
開設年月日	平成27年12月1日
入所定員	29名

<主な設備等>

居 室 数	個室29室
食堂兼娯楽室	3室
静 養 室	1室
医 務 室	1室
浴 室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽
地域連携室	1室
看取り室	1室

(4) サービス提供時間、利用定員

利用定員内訳	29名	1 オリオンユニット	9名
		2 アリアユニット	10名
		3 ベガユニット	10名

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	池 利 昭
-------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
医 師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1名以上 相談員と兼務
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1名以上
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	1名以上
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。	1名以上
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	17名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
その他職員	事務等、その他業務を行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分 と種類	サ ー ビ ス の 内 容
短期入所生活介護サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した短期入所生活介護サービス計画を作成します。 2 作成した短期入所生活介護サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 短期入所生活介護サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、短期入所生活介護サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。

入 浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食 費	合 計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	880 円／日	300 円／日	1,180 円／日
第2段階	880 円／日	390 円／日	1,270 円／日
第3段階①	1,370 円／日	680 円／日	2,050 円／日
第3段階②	1,470 円／日	1,420 円／日	2,890 円／日
第4段階	2,438 円／日	1,725 円／日	4,163 円／日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

② 短期入所生活介護費

【ユニット型短期入所生活介護費】

区分・要介護度		基本単位	利用料	入所者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
ユニット型	要介護 1	704	7,504 円	750 円	1,500 円	2,251 円
	要介護 2	772	8,229 円	822 円	1,645 円	2,468 円
	要介護 3	847	9,029 円	902 円	1,805 円	2,708 円
	要介護 4	918	9,785 円	978 円	1,957 円	2,935 円
	要介護 5	987	10,521 円	1,052 円	2,104 円	3,156 円

- ※1 病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず 1 日あたり 246 単位（利用料 2,622 円、1 割負担：262 円、2 割負担：576 円、3 割負担：786 円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当事業所が居宅サービスを提供する場合は、1 月に 6 日を限度として上記利用料は算定せず 1 日あたり 560 単位（利用料：5,969 円、1 割負担：596 円、2 割負担：1,193 円、3 割負担：1,790 円）を算定します。ただし、※1 を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※4 ユニット型においては、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※5 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。
- ※6 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1 日につき 5 単位を減算します。
- ※7 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1 日につき 14 単位を減算します。
- ※8 次いずれかに該当する入所者に対しては、介護福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）を算定します。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 療養室の面積が 10.65 m²以下の従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ※9 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。

※10 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

③ 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	入所者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算(Ⅲ)	12	128 円	13 円	26 円	39 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)	23	245 円	25 円	49 円	74 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	192 円	19 円	39 円	58 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	214 円	22 円	43 円	65 円	1 日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,066 円	106 円	213 円	319 円	1 月につき(原則 3 月に 1 回を限度)
	200	2,132 円	213 円	426 円	639 円	1 月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100	1,066 円	106 円	213 円	319 円	(個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は 100 単位)
個別機能訓練体制加算	56	596 円	59 円	119 円	178 円	
機能訓練体制加算	12	128 円	13 円	26 円	39 円	1 日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,279 円	127 円	255 円	383 円	1 日につき
専従の常勤医師配置に係る加算	25	266 円	27 円	53 円	79 円	1 日につき
精神科を担当する医師に係る加算	5	53 円	6 円	11 円	16 円	1 日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26	277 円	28 円	55 円	83 円	1 日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41	437 円	44 円	87 円	131 円	1 日につき
口腔連携強化加算	50	533 円	53 円	106 円	159 円	1 回につき
療養食加算	8	85 円	8 円	17 円	25 円	1 回につき (1 日につき 3 回を限度)
看取り連携体制加算	64	682 円	68 円	136 円	204 円	1 日につき
利用者送迎を行う場合	184	1,961 円	196 円	392 円	588 円	片道につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,279 円	127 円	255 円	383 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,132 円	213 円	426 円	639 円	1 日につき(7 日間を限度)
生活相談員配置等加算	13	138 円	13 円	27 円	41 円	1 日につき
医療連携強化加算	58	618 円	61 円	123 円	185 円	1 日につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,066 円	106 円	213 円	319 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	106 円	10 円	21 円	31 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	234 円	23 円	46 円	70 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	191 円	19 円	38 円	57 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63 円	6 円	12 円	18 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	17.6%	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき ・ [※所定単位数] 基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数

- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 専従の常勤医師の配置に係る加算は、常勤の医師を1名以上配置している場合に算定します。
- ※ 精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合、算定します。
- ※ 障害者生活支援体制加算は、視覚障害者等である入所者の数が15以上であって、障害者生活支援員として専従する常勤の職員を必要数配置している場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア(複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。)を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。
- ※ 地域区分別の単価(4 級地 10.66%)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(入所者負担額を除く)申請を行ってください。

(3) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
2	理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
3	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
4	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	1 コントあたり 309 円/月 (税込)
5	金銭管理費	貴重品を預かり管理します。	1,000 円/月 (税込)
6	貸出	レンタルテレビ	100 円/日 (税込)
7	付添代金	病院・買い物など	3,000 円/時間(税込)
8	その他		実費相当額

※金銭管理費について

入所者の希望により、貴重品の管理等を行います。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金
- ・お預かりできるもの：現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等
- ・出納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は出入の都度、出入金記録を作成しその写しを入所者へ交付します。
- ・保管管理者：施設長、生活相談員

4 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 19 日までに入所者あてにお届け（郵送）します。
(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）入所者指定口座からの自動振替（毎月 27 日） （ウ）現金支払い イ 支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退所等に当たっての留意事項

- (1) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (2) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 居室に決定
 - ・居室利用については、空き状況や他の入居者の心身の状況などで施設が決定します。また、入居者の心身の状況などにより途中で居室を変更する場合があります。
- (2) 持込について
 - ・個人で必要な物は、原則としてご家族様にご用意・管理をして頂きます。
 - ・衣類等は必ず記名をお願いいたします。できるだけ自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。ただし、持込が出来ないものもございますので。事前にご相談ください。

- ・食べ物に関しては、衛生・栄養・療養管理上お預かりは原則しておりません。お持ちになられた際は、ご家族様責任のもと居室にてお召し上がりください。その際もそのまま居室内に置いて帰られることはお止めください。また、食事量を把握するためにもお帰りの際にどの程度食べられたのかスタッフのお伝えください。
- ・居室内での貴重品管理については、紛失・盗難等、当施設は一切責任を負いません。

(3) 来訪（面会）

- ・面会時間は午前 10：00 から午後 5：00 でお願いいたします。ただし、感染症予防のため、流行時には、手洗いの励行やマスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、1 階玄関にあります来訪（面会）届に必ず記入し、検温を行ってください。

(4) 外出及び外泊

- ・ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。
- ・外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」によりお申し出ください。食事は不要な場合は、5 日前までにお申し出ください。なお、ご加速がご入居者と伴に居室に泊まることも可能です。

(5) 喫煙・飲酒

- ・施設敷地内では喫煙はできません。
- ・飲酒は、他の利用者に迷惑がかからない限り可能です。（療養上制限のある方は除きます。）

(6) 施設・設備の使用上の留意

- ・居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をご負担いただく場合があります。
- ・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他のご入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

7 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時等における対応方法

事業所において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 医療法人 大慶会 星光病院 所在地 寝屋川市豊野町14番5号 電話番号 072-824-3333 FAX 番号 072-823-7220 受付時間 8:30 から 19:30 診療科 内科・整形外科・外科・脳神経外科・乳腺外科
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名 はしもと歯科医院 所在地 大阪市都島区善源寺町1丁目5番54号 電話番号 06-6923-2310 受付時間 9:30 から 21:00 診療科 歯科

10 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市役所 福祉部 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号 電話番号 072-838-0372（直通） ファックス番号 072-838-0102（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄（ ） 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	人権侵害・経済的・管理財物・事故対応・対人見舞・使用不能
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	一般総合自動車保険
	補償の概要	対人・対物・車両保険

11 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 太田 雄二 ）
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 8 月・ 3 月）

- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 2 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定短期入所生活介護等に係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情受付担当者は、利用者・家族等からの苦情を随時受け付ける。
- ② 苦情受付担当者は、苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。
- ③ 苦情責任者は、事実確認等を行い、申出人と話し合いにより解決を図る。
必要に応じて、第三者委員の立ち合いを要請することができる。
- ④ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過について書面に記録する。
- ⑤ 苦情解決責任者は、改善を約束した事項について一定期間経過後、申出人と第三者委員に報告する。
- ⑥ 解決の結果を実績の有無に関係なく、個人情報に関するものを除き、事業報告書やホームページ等の実績を掲載し、公表する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 寝屋川市寝屋南二丁目 14 番 5 号 電話番号 072-813-0300 ファックス番号 072-813-0301 受付時間 9：00～17：00
【事業者の窓口】 (第三者委員)	所在地 寝屋川市明德 2 丁目 10 番地 電話番号 072-823-8630 ファックス番号 072-823-8631 受付時間 9:00～17：00
【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市役所 福祉部 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号 電話番号 072-841-1460（直通） ファックス番号 072-844-0315（直通） 受付時間 9：00～17：30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

1 3 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）

1 4 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 池 利昭
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 身体的拘束等について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 6 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、短期入所生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 7 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

1 8 サービス提供の記録

- (1) 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

19 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等については、現在第三者は実施しておりません。

20 指定短期入所生活介護の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの短期入所生活介護サービス計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 利用料、入所者負担額の目安

(介護保険を適用する場合)

居住費（滞在費）・食費		円	
		利 用 料	入所者負担額
基本料金		円	円
加算料金	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	円	円
	看護体制加算(Ⅲ)	円	円
	看護体制加算(Ⅳ)	円	円
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	円	円
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	円	円
	個別機能訓練加算	円	円
	個別機能訓練体制加算	円	円
	療養食加算	円	円
	看取り連携体制加算	円	円
	医療連携強化加算	円	円
	生産性向上推進体制加算	円	円
	生活相談員配置等加算	円	円
		円	円
	介護職員等処遇改善加算	円	円
1月当たりの利用料、入所者負担額円(合計額)		円	円

(その他の料金)

医療費（星光病院・はしもと歯科・谷村皮フ科等）・調剤費等

(2) 1月当たりのお支払い額（利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

(ア)ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

(イ)この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

2 1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------------------

上記内容について、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条令」（平成 30 年 12 月 26 日条令第 55 号）の規定に基づき、入所者に説明を行いました。

事業者	所在地	寝屋川市寝屋南二丁目 14 番 5 号
	法人名	社会福祉法人 星光会
	代表者名	理事長 西島 万博
	事業所名	ショートステイ ペガサス
	説明者氏名	本田 美佐子

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

上記署名は、_____が代行しました。